

国立研究開発法人物質・材料研究機構 研究活動における不正行為の防止等に関する規程

平成28年3月29日
28規程第9号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の研究活動における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等に関して必要な事項を定め、機構の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 機構に採用されて研究活動に従事している者及び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者など機構での研究活動に携わる全ての者をいう。
- (2) 役職員等 役員、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員、無期労働契約転換職員及び客員研究者等、機構の業務に従事する全ての者をいう。
- (3) 研究費 機構の業務の財源として取扱う全ての資金をいう。
- (4) 競争的資金等 研究費のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された他機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により機構に受け入れた資金をいう。
- (5) 配分機関 競争的資金等の配分を行う機関をいう。
- (6) 配分機関等 配分機関及び基盤的経費その他の予算配分又は措置をする機関をいう。
- (7) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (8) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (9) 盗用 他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (10) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (11) 研究不正 特定不正行為及びそれ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、別に定める研究活動における行動規範を遵守し、研究不正を行ってはならず、また、他者による研究不正の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育（研究者等に求められる倫理規範等を修得させるための教育をいう。以下同じ。）に係る研修を受講しなければならない。

- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、ラボノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ等」という。）を、別に定めるところにより、適切に保存・管理しなければならない。
- 4 研究者等は、第16条第1項に規定する調査委員会から研究データ等の開示の請求があった場合等においては、これに応じなければならない。

第2章 研究不正防止体制

（研究倫理教育の実施）

第4条 機構は、研究者等に対し、次の各号に定める内容を含む研究倫理教育を定期的
に実施するものとする。

- （1）研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範
- （2）研究分野の特性に応じ、研究活動に関して守るべき以下の事項についての知識や技術
 - イ 研究データ等の作成・保管
 - ロ 論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化
 - ハ 利益相反の考え方や守秘義務についての知識
 - ニ その他研究の特性上必要性があるもの

（総括責任者）

- 第5条 研究倫理の向上、研究不正の防止及び研究不正への対応に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、機構に総括責任者を置き、法務・コンプライアンス室担当理事をもって充てる。
- 2 総括責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

- 第6条 研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条第3項に定める研究センター及び技術開発・共用部門に研究倫理教育責任者を置き、各組織の長をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、当該組織に所属する研究者等が研究倫理教育に係る研修を適切に受講するよう、その受講状況の把握に努め、指導しなければならない。

第3章 研究不正に係る通報への対応

（通報の受付）

- 第7条 研究不正（研究不正の疑いを含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。）に関する機構内外からの通報を受け付け、又は通報の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、法務・コンプライアンス室及び機構外の法律事務所等が指定されている場合は当該法律事務所等とする。
- 2 通報（相談を含む。以下同じ。）の方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等とする。
 - 3 通報窓口の名称、場所、連絡先及び受付の方法は、公開する。
 - 4 書面、FAX又は電子メールによる通報の場合は、通報窓口は、通報を行った

- 者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知する。
- 5 新聞等の報道機関、学協会等の科学コミュニティ又はインターネット等により、研究不正の疑いがあると指摘された場合（研究不正を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）等においては、通報に準じて取り扱うことができる。
 - 6 機構は、悪意（被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、次条第1項に定める要件を満たす必要があること、通報者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等があり得ることなどを機構内外にあらかじめ周知する。
 - 7 通報への対応に従事する役職員等は、通報者及び被通報者等（被通報者及び調査過程において調査が必要となった者をいう。以下同じ。）のほか当該調査に協力した者の名誉又はプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

（通報の取扱い）

第8条 通報は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、連絡先が明示されていること。
 - （2）研究不正を行ったとする研究者等の氏名、所属部署、研究不正の態様その他の内容が明示され、かつ研究不正とする合理的根拠が示されていること。
- 2 機構外の通報窓口が通報を受け付けたときは、法務・コンプライアンス室に報告する。
 - 3 法務・コンプライアンス室は、通報を受け付けたとき又は前項において報告を受けたときは、総括責任者にただちに報告する。前条第5項において、研究不正の疑いがあると指摘された場合も同様とする。
 - 4 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、通報の受理又は不受理をただちに決定し、通報者に通知する。この場合において、通報の受理又は不受理を決定するに当たり必要と認められる場合は、総括責任者は、法務・コンプライアンス室に対して、通報の内容の精査を指示するものとする。
 - 5 総括責任者は、前項、第7項、第8項及び第11項において通報の受理又は不受理を決定したときは、理事長及び監事にその結果を報告するものとする。
 - 6 理事長は、前項において通報の受理の報告を受けたときは、関係する部門等の長に、その内容を通知するものとする。
 - 7 第1項の要件を満たさない匿名による通報であっても、その内容に研究不正を疑うに足る相当な理由があると認められる場合は、総括責任者は当該通報を受理することができる。この場合において、匿名の通報者に対してのこの規程に規定する通知及び報告は行わないが、調査の過程で通報者の氏名が判明した場合は、顕名による通報として取り扱うものとする。
 - 8 通報の意思を明示しない相談であって、その内容に研究不正を疑うに足る相当な理由があると認められる場合は、総括責任者は、相談を行った者に通報の意思を確認するものとする。ただし、当該者に通報の意思が無い場合においても、総括責任者の判断において、通報に準じて取扱うことができるものとする。

- 9 通報の内容が機構以外の機関で調査等を行うべきものである場合、理事長は、当該機関に対して通報を回付するものとする。
- 10 通報の内容が機構のほか他機関においても調査等を行うべきものである場合、理事長は、当該機関に対して通報の内容を通知し、対応について協議するものとする。
- 11 外部の機関から当該機関が受理した機構に係る事案の通知があった場合は、機構に対してなされた通報と同様の取扱いとすることができる。

(研究不正が行われようとしている場合の警告)

- 第9条 研究不正が行われようとしている、又は研究不正への関与を求められているという通報であって、その内容に相当な理由があると認められる場合は、総括責任者は、理事長及び監事にその結果を報告するものとする。
- 2 前項の報告があったときは、理事長は、その内容を確認し、相当な理由があると認められる場合は、被通報者に対して警告を行うものとする。
 - 3 第1項の通報に係る警告を機構以外の機関が行うべきであると判断する場合は、理事長は当該機関に事案を通知するものとする。
 - 4 機構が警告を行った被通報者が機構外の研究機関にも所属する場合、当該機関に警告の内容等について通知するものとする。

(通報者等の保護)

- 第10条 機構は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報者及び調査に協力した役職員等に対して、当該通報を行ったこと又は調査に協力したことを理由に、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、いかなる不利益取扱いも行わない。
- 2 機構は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、研究活動の部分的又は全面的禁止、人事上の措置その他の不利益な取扱いは行わない。
 - 3 機構は、相当な理由なしに、通報者又は被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立研究開発法人物質・材料研究機構懲戒手続規程（平成18年3月31日 18規程第11号。以下「懲戒手続規程」という。）に従って、その者に対して処分を課すことができる。

第4章 調査

(調査の実施)

- 第11条 機構は、機構の研究者等に係る研究不正の通報があった場合（通報に準じて取り扱うこととした場合を含む。以下同じ。）は、通報された事案の調査を行う。
- 2 被通報者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被通報者が通報された事案（通報に準じて取り扱うこととした事案を含む。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。
 - 3 被通報者が現に所属する機関と異なる機関で行った研究活動に係る通報があった場合、現に所属する機関と当該研究活動が行われた機関とが合同で、通報された事案の調査を行う。
 - 4 被通報者が、通報された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた機関を既に離職している場合、現に所属する機関が、離職した機関と合同で、通報された事案の調査を行う。被通報者が離職後、どの機関にも所属していない

ときは、通報された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた機関が、通報された事案の調査を行う。

- 5 第2項から前項までにおいて中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において協議するものとする。

(配分機関による調査)

第12条 理事長は、被通報者が、調査開始のとき及び通報された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる機関にも所属していなかった場合や調査を行うべき機関による調査の実施が極めて困難であると通報された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行うよう求めることができる。この場合、機構は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(他の機関、学協会等の関係)

第13条 機構は、通報された事案の調査を行うため必要がある場合には、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

- 2 機構が他の機関の調査に協力する場合は、誠実にこれに協力しなければならない。

(予備調査)

第14条 理事長は、第8条第5項において通報の受理の報告を受けたときは、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 3 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

- 4 委員は、通報に係る事案の研究分野等を考慮し、理事長が、機構の役職員等のうちから指名するとともに、必要に応じて外部有識者に委嘱する。

- 5 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者であってはならない。

- 6 予備調査委員会は、以下の各号について速やかに予備調査を行い、その結果を、総括責任者を通して理事長に報告する。

(1) 研究不正が行われた可能性(特定不正行為が行われた可能性を含む)

(2) 通報の際示された理由についての科学的な合理性及び論理性

(3) 通報された事案に係る研究データ等の保存状況等を踏まえた調査の可能性

(4) その他必要と認める事項

- 7 前項の報告は、第8条第4項に基づき通報の受理を決定した日(同条第7項、第8項及び第11項に基づき総括責任者が通報を受理したものに準じて取り扱うこととした場合には、その決定の日。以下同じ。)から原則として30日以内とする。

- 8 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して研究データ等その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 9 予備調査委員会は、研究データ等及び関係書類等を保全する措置をとることができる。

- 10 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を実施する場合は、取下げに至った経緯・事情を踏まえ、研究不正の問題として調査すべきものか否か調査する。

- 11 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後

も同様とする。

（本調査の決定等）

- 第15条 理事長は、前条第6項の報告に基づき、速やかに本調査の要否を決定するものとする。
- 2 理事長は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び被通報者等に対し、本調査の実施を通知し協力を求めるものとする。被通報者等が機構外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知し協力を求めるものとする。
 - 3 理事長は、本調査の実施を決定したときは、通報に係る事案に係る配分機関及び文部科学省に本調査を行うことを報告するものとする。
 - 4 理事長は、本調査を実施しないこととしたときは、通報者に対し、その旨を理由とともに通知する。この場合、機構は予備調査に係る資料等を保存し、通報者及びその事案に係る配分機関等の求めに応じ開示するものとする。

（調査委員会の設置）

- 第16条 理事長は、本調査の実施決定から原則として30日以内に調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事実関係の調査を開始させなければならない。
- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
 - 3 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。
 - 4 委員は、通報に係る事案の研究分野等を考慮し、理事長が機構の役職員等のうちから指名し、及び外部有識者に委嘱する。
 - 5 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者であってはならない。
 - 6 委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
 - 7 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - 8 委員会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 9 理事長は、委員会を設置し、本調査を開始するときは、通報者及び被通報者に対し、委員長及び委員の氏名及び所属を通知する。
 - 10 通報者及び被通報者は、前項の規定により通知を受けた委員会の構成員に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に異議申立書（別紙様式1）を理事長に提出することができる。
 - 11 理事長は、前項の規定による申立てを受けた場合、必要があると認めた場合には本調査の停止を命ずることができ、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る構成員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
 - 12 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

（本調査の実施）

- 第17条 委員会は、当該研究活動に関する論文、研究データ等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、再実験の要請等の方法により、第19条第1項各号に掲げる内容について本調査を行う。
- 2 委員会は、必要に応じて、調査対象となる被通報者等（以下「調査対象者」という。）が関与する通報に係る研究活動以外の研究活動に関しても調査対象とすることができる。

- 3 委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。
- 4 委員会は、第1項及び第7項に関して、委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。
- 5 委員会は、本調査の過程において、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前項の場合において、調査対象者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと並びに当該研究活動に係る論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して事実関係を誠実に説明しなければならない。
- 7 委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、委員会がその必要性を認める場合は、機構はそれに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。この場合において、再実験等は、委員会の指導及び監督の下に行われるものとする。
- 8 委員会は、本調査を実施するに当たっては、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究データ等を保全する措置をとるものとする。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が機構でないときは、委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究データ等を保全する措置をとるよう、当該機関に依頼するものとする。
- 9 委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。
- 10 委員会は、配分機関等又は合同で本調査を行っている機関から求めがあった場合には、本調査に支障が生じる等の正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかる資料の保全、提出、閲覧及び現地調査に応じなければならない。

(調査中における措置)

- 第18条 委員会は、本調査の過程において、調査対象者に対する一定の措置が必要と認められる場合は、理事長に対してその旨の意見を述べることができる。
- 2 理事長は、前項の委員会の意見又は配分機関等からの指示があったときは、調査対象者及び関係部署に対して必要と認める期間、以下に掲げる措置を命ずることができる。
 - (1) 通報に係る研究費及びその他研究費の一時的執行停止
 - (2) 調査対象者の出勤停止（有給）
 - (3) 調査対象者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
 - (4) その他必要と認める事項

(認定)

- 第19条 委員会は、本調査に基づき以下に掲げる項目について認定を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。理事長への報告は、本調査の開始後原則として150日以内とする。
- (1) 研究不正の有無、その内容及び悪質性（特定不正行為の有無、その内容及び悪質性を含む。）
 - (2) 研究不正に関与した者及びその関与の程度
 - (3) 研究不正と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (4) その他委員会が必要と認める事項

- 2 前項に掲げる期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 研究不正が競争的資金等による場合、理事長は当該事案に係る配分機関に対して第2項について、報告するものとする。
- 4 研究不正が無かったと認定される場合であって、本調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、第1項に規定する報告において、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、委員会は、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第20条 委員会は、調査対象者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正か否かの認定を行うものとする。

- 2 委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として研究不正を認定することはできない。
- 3 委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、研究不正であるとの疑いを覆すことができないときは、研究不正と認定することができる。保存期間の範囲に属する研究データ等又は関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が研究不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、調査対象者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、天災地変等その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、研究データ等の不存在などが、合理的な保存期間や機構又は通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第21条 理事長は、第19条第1項の報告に基づき、通報者及び調査対象者に対し、調査結果（悪意に基づく通報を含む。以下同じ。）を速やかに通知する。調査対象者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 理事長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 前項の報告の内容は、以下に掲げる事項とする。
 - (1) 経緯及び概要
 - (2) 調査対象等
 - (3) 調査の結果（研究不正の種別、研究不正に関与したと認定された研究者等の氏名及び所属、研究不正が行われた経費・研究課題、研究不正の具体的な内容等）
 - (4) 報告書提出までに機構が行った措置
 - (5) 研究不正の発生要因と再発防止策
 - (6) その他必要な事項
- 4 理事長は、調査の終了前であっても、配分機関等からの求めに応じて、中間報告書を作成し、調査の進捗状況報告とともに配分機関等に提出するものとする。
- 5 理事長は、機構以外の機関に所属している通報者について第19条第4項の認

定があったときは、通報者の所属機関に対し、その旨を通知するものとする。

(不服申立て)

- 第22条 研究不正への関与を認定された調査対象者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条により通知された調査結果に不服があるときは、通知の日から14日以内に、不服申立書（別紙様式2）を理事長に提出することができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立ての審査は、委員会が行う。理事長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 3 前項に定める新たな委員は、第16条第4項に準じて指名又は委嘱する。
 - 4 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
 - 5 委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 6 理事長は、調査対象者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査の実施)

- 第23条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立てをした者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 不服申立人からの協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、委員会は、直ちに理事長に報告し、報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。ただし、通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てに基づく再調査である場合の調査期限は、その開始の日から起算して原則として30日以内とする。なお、期日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得るものとする。

(再調査結果の通知等)

- 第24条 理事長は、前条第3項の報告に基づき、速やかに、再調査結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。調査対象者が現に機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

- 2 前項において、悪意に基づく通報との認定があった場合は、通報者の所属機関にも通知する。

(措置)

- 第25条 理事長は、第19条第1項に掲げる報告において研究不正があった旨の認定が行われたときは、必要に応じて以下に掲げる措置を行う。
- (1) 研究不正に関与したと認定された職員に対する懲戒処分
 - (2) 管理監督責任を有する職員に対する懲戒処分
 - (3) 研究費の返還又は使用停止（配分機関等から返還命令を受けた場合への対応を含む。）
 - (4) 研究不正に関与したと認定された役職員等に対する刑事告発等の法的措置（行為の悪質性が高い場合に限る。）
 - (5) 研究不正と認定された論文等の取下げの勧告
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 被認定者（研究不正への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究不正が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者をいう。以下同じ。）は、前項第5号の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を理事長に行わなければならない。被認定者が勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
 - 3 理事長は、研究不正がなかった旨の認定が行われたときは、必要に応じて第18条の措置を解除し、通報者及び調査対象者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。
 - 4 理事長は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対して、必要に応じて懲戒処分及び刑事告発等の法的措置を講ずることができる。

(懲戒処分)

- 第26条 前条第1項第1号、同項第2号及び同条第4項の懲戒処分は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）及び懲戒手続規程の定めるところによる。

(調査結果の公表)

- 第27条 理事長は、第19条第1項に掲げる報告において研究不正があった旨の認定が行われたとき、又は第22条に基づく不服申立及び第23条に基づく再調査において研究不正があった旨の認定が行われたときは、速やかに調査結果を公表する。
- 2 前項の場合において、第11条において合同で調査を行う機関がある場合には、公表の日時、方法等について当該機関と協議しなければならない。
 - 3 第1項において公表する内容は、以下に掲げる項目を含むものとする。ただし、公表することにより周囲の第三者に不利益が生じるような場合、研究不正があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていた場合等、理事長が公表しないことに合理的な理由があると認める場合は、当該項目の一部又は全部を公表しないことができる。
 - (1) 研究不正に関与した者の氏名、役職及び所属
 - (2) 研究不正の内容
 - (3) 機構が公表時までに行った措置の内容

- (4) 委員会委員の氏名、役職及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他必要と認める事項
- 4 理事長は、研究不正がなかった旨の認定が行われたときは、原則として調査結果を公表しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合においては、研究不正がなかった旨の認定が行われた場合であっても調査結果を公表することができる。
- (1) 調査事案が外部に漏えいしていた場合
 - (2) 論文等に故意によるものでない誤りがあった場合
 - (3) 悪意に基づく通報について、研究不正がなかった旨の認定が行われた場合
 - (4) 社会的影響が重大であると判断される場合
 - (5) その他必要と認める場合
- 6 前項において公表する内容は、必要に応じ、以下のような項目を含むものとする。
- (1) 研究活動上の不正行為がなかったこと。
 - (2) 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと。
 - (3) 調査対象者の氏名・所属
 - (4) 悪意に基づく通報であった場合には、通報を行った通報者の氏名・所属
 - (5) 悪意に基づく通報と認定した理由
 - (6) 調査委員の氏名・所属
 - (7) 調査の方法及び手順
 - (8) その他必要と認める事項
- 7 理事長は、社会的影響が重大であると判断される場合においては、調査中にかかわらず、公表することができるものとする。
- 8 機構は、調査事案が外部に漏えいしていた場合においては、通報者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は調査対象者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(秘密保持義務)

第28条 役職員等は、この規程に規定する調査等の過程において知り得た秘密が外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。退職後においても同様とする。

(利益相反関係の排除)

第29条 通報への対応及び調査に従事する役職員等及び外部有識者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

(調査への協力義務)

第30条 役職員等は、調査及び認定後の措置の実施に関して、誠実に協力しなければならない。退職後においても同様とする。

(委員会の庶務)

第31条 予備調査委員会及び委員会の庶務は、法務・コンプライアンス室が行う。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為の防止等に関し必要

な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２８年３月２９日から施行する。

附 則（平成２８年４月２０日 ２８規程第６６号）

この規程は、平成２８年４月２０日に施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年３月２８日 ２９規程第１８号）

この規程は、平成２９年４月１日に施行する。

附 則（平成２９年６月１６日 ２９規程第３７号）

この規程は、平成２９年６月１６日に施行する。

附 則（平成２９年１２月２６日 ２９規程第５９号）

この規程は、平成２９年１２月２６日に施行する。

附 則（平成３０年９月１８日 ３０規程第４１号）

この規程は、平成３０年９月１８日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第１６号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第１９号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。